

第1388号

AFN-1388

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 10/25 (月)

『短期退職手当等のQ&A 様々な計算方法掲載—国税庁』

国税庁はこのほど、短期退職手当等に関する質疑応答事例を取りまとめた。役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等について、その退職所得金額の計算方法が改正される。

令和4年分以後の所得税から、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合に、その超えた部分について1/2課税が不適用となり、退職所得金額は、150万円(300万円×1/2) + (退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額))となる(Q1)。一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間は、1)他の者の下に勤務した期間の有無、2)前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けているか否か、3)支払者が、今回支払う金額の計算の基礎とする期間に、以前の勤務期間や他の者の下に勤務した期間を含めているか否か、によって判定する(Q5)。Q7以降は源泉徴収額の計算について様々なケースを掲載。一の勤務先が同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金を支給するときに、後者よりも短期退職所得控除額が大きくなる場合や、同じ年に異なる2社から退職金の支給を受ける場合等について、具体的な計算方法や実際の「退職所得の受給に関する申告書」の記載例を示している。



『経営者保証指針に24事例追加 改訂版を公表—金融庁』

金融庁は「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』に新たな事例を追加、既掲載分と合わせ改訂版として公表した。新規追加は全部で24事例。作成したのは地銀17行、信用金庫6行、信用組合1行。この結果、改訂版で取り上げた事例は全部で59事例となった。新事例のうち【1. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み】では〔経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み〕で3、〔事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み〕で2、〔ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み〕で1、〔その他の取組み〕で2。【2. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み】では〔事業承継時における二重徴求(新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求)の解消に向けた取組み〕で10、〔その他の取組み〕で2。【3. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み】で1。【4. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み】で3。同庁は各事例の評価等について、資料を作成した各金融機関の見解であり、同庁の見解ではないと断っている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com